

第 2 号

令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 緑越明許費

款	項	金額
1 土木費		千円 616,000
	1 港湾費	616,000
合	計	616,000

第2表 債務負擔行為

設 定		
事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和2年度	千円 62,481